【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】平成26年4月9日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント

株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】佐井 経堂【電話番号】03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受 UBSブラジル・インデックス・ファンド

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 上限5,500億円

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部【証券情報】

## (1) 【ファンドの名称】

UBSブラジル・インデックス・ファンド (以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。)

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」、「委託会社」または「委託者」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

#### (3) 【発行(売出)価額の総額】

上限5,500億円

なお、上記金額には申込手数料(当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)は含まれません。

## (4)【発行(売出)価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(当初元本1口=1円)

基準価額 については、後記「(8)申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合の発行価額は、各計算期間終了 日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

## (5)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.00%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 申込手数料の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

## (6)【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。

申込単位の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

## (7)【申込期間】

平成26年4月10日から平成26年10月9日まで

ただし、サンパウロ証券取引所の休業日またはサンパウロの銀行、ロンドンの銀行もしくはニュ-ヨークの銀行の休業日(以下「海外市場の休業日」ということがあります。)と同日の場合には買付 申込の受付は行いません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## (8)【申込取扱場所】

後記照会先にお問い合わせください。

## (9)【払込期日】

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。 各買付申込受付日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する 口座を経由して受託会社(受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社)の指定するファンド 口座に振り込まれます。

## (10)【払込取扱場所】

申込金額は、前記「(8)申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

## (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12)【その他】

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく 投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」 があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款に したがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係 を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替 えるものとします。(以下同じ。)

お申込みは、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までの受付を当日の受付分とします。ただ し、海外市場の休業日を除きます。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日(上記のお申込みの 受付を行わない日を除きます。)扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事 情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の 導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の 極端な減少等。)があるときは、委託会社は買付申込の受付を中止すること、および既に受付けた買 付申込を取消すことがあります。

投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付申込の受付を制限する場合があります。 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振 替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載 の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### [照会先]

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

EDINET提出書類

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主としてUBSブラジル・インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券への投資を通じて、ブラジル株式市場の動向を表す代表的株価指数であるボベス

パ指数 <sup>1</sup>を構成する株式を中心に投資を行います。ただし、米国株式預託証書(ADR)、海外株式預託証書(GDR)、株価指数先物取引に投資する場合があります。

なお、ファンドはボベスパ指数(円換算ベース)  $^2$ をベンチーマーク  $^3$ とします。

- 1 ボベスパ指数は、サンパウロ証券取引所の最も流動性の高い銘柄群で構成される出来高加重トータルリターン指数です。
- 2 ボベスパ指数(円換算ベース)は、ボベスパ指数を委託会社において円換算したものを使用いたします。
- 3 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。当ファンドは、ベンチマークに概ね連動する投資効果の実現を目指しますが、ベンチマークに連動することおよび投資効果がベンチマークを上回ることを保証するものではありません。

## ボベスパ指数について

ボベスパ指数(IBOVESPA)とは、サンパウロ証券取引所(以下「ボベスパ」といいます。)が所有する商標であり、当ファンドにおいて当該指数を利用するにあたり、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社にその利用許諾が与えられています。ボベスパは、当ファンドの発行、後援、推薦、販売、もしくは販売活動を行うものではなく、またその運用につき一切の保証・責任を負うものではありません。また、ボベスパは、ボベスパ指数の運営管理上必要と認めるときは、当該指数の内容を変更する権利を有します。

## 信託金限度額

5,500億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 株式 / インデックス型に属します。

以下、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を 網掛け表示しています。

## <商品分類表>

単位型・追加型	位型・追加型 投資対象地域		補足区分
単位型 追加型	国内 海 <b>外</b> 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型

## 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来	
	の信託財産とともに運用されるファンド	
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの		
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする	
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする	
インデックス型	各種指数に連動する運用成果を目指す	

## <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
株式	年1回 年2回 年6月 年6月 年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	グ く 日本 ・ バ り り り り り り り り り り り り り り り り り り	ファミリー ファンド ファン・ ブブン・ オズ	ありなし	日経225 TOPIX その他の指数 (ボベスパ指 数 ( 円 換 算 ベース ) )

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## 属性区分表における用語の定義

Market Street Contracts			
目論見	目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの		
その他資産(投資信託証券(株式(一般))) (注)	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への 投資を通じて株式(大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのも の)に投資するもの		
年1回	年1回決算する		
中南米	組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする		
ファミリーファンド	親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資する		
なし(為替ヘッジ)	為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行 旨の記載がないもの		
その他の指数	連動する運用成果を目指す対象インデックス		

(注) 前記の商品分類表においては投資対象資産を「株式」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券)」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

## ファンドの特色

1. ブラジルを代表する企業で構成された「ボベスパ指数」に概ね連動した投資成果を目指します。

UBSブラジル・インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、ブラジルを代表する企業の株式を中心に投資を行います。ベンチマーク <sup>1</sup>は、ボベスパ指数(円換算ベース) <sup>2</sup>とします。

- 1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。当ファンドは、ベンチマークに概ね連動する投資効果の実現を目指しますが、ベンチマークに連動することおよび投資効果がベンチマークを上回ることを保証するものではありません。
- 2 ボベスパ指数(円換算ベース)は、ボベスパ指数を委託会社において円換算したものを使用いたします。

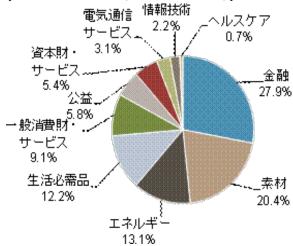
## ブラジル・ボベスパ指数とは

- ・ボベスパ指数は、ブラジル・サンパウロ証券取引所に上場されている、ブラジルの代表的な銘柄で構成され た株価指数です。
- ・ボベスパ指数に連動した成果を追求することで、ブラジルの主要企業の成長による投資成果を享受できます。

## 「ボベスパ指数の概要(2014年2月末現在)]

構成国	ブラジル
<b>銘柄数</b>	68銘柄
時価総額	約71兆円

## [セクター構成比率(2014年2月末現在)]



出所: BloombergのデータをもとにUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社作成

上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。

## ボベスパ指数に ついて

ボベスパ指数(IBOVESPA)とは、サンパウロ証券取引所(以下「ボベスパ」といいます。)が所有する商標であり、当ファンドにおいて当該指数を利用するにあたり、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社にその利用許諾が与えられています。ボベスパは、当ファンドの発行、後援、推薦、販売、もしくは販売活動を行うものではなく、またその運用につき一切の保証・責任を負うものではありません。また、ボベスパは、ボベスパ指数の運営管理上必要と認めるときは、当該指数の内容を変更する権利を有します。

## 2. 原則として為替ヘッジは行いません。

実質的な外貨資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は現地通貨 (レアル)と日本円との為替動向を反映します。

3. UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。

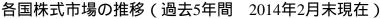
UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループはUBSグループの資産運用部門として世界各国に拠点を擁するグローバルな資産運用会社です。

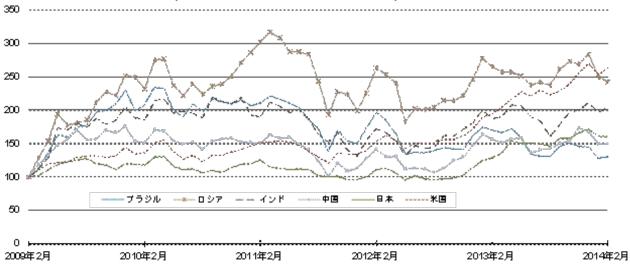
・委託する範囲:有価証券等および通貨の運用

・委託先名称 : UBSグローバル・アセット・マネジメント (UK) リミテッド

(UBS Global Asset Management (UK) Ltd)

## プラジル株式市場





#### 基点を100 として指数化

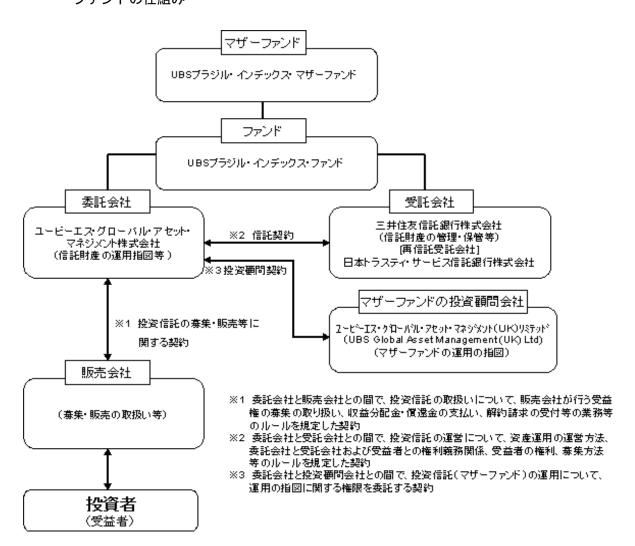
- ※上記は以下の指数を使用(円ベース)
  - ブラジル:ボベスパ指数、ロシア:RTS 指数、インド:SENSEX 指数、中国:H 株指数、米国:S&P500、 日本:TOPIX
- ※出所:Bloomberg のデータをもとに当社作成
- ※上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。
- ※上記は過去の実績および一時点における予測であり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

※資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

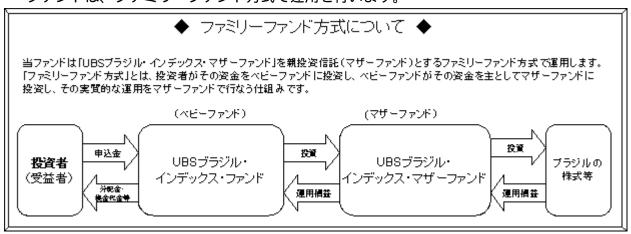
## (2)【ファンドの沿革】

平成20年7月8日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

# (3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



## ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。



## 委託会社の概況(平成26年2月末日現在)

# 1)資本金22億円

## 2)沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日 ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、

ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に

商号変更

## 3) 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

UBSブラジル・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざします。

#### <投資態度>

マザーファンド受益証券を通じて、ブラジル株式市場の動向を表す代表的株価指であるボベスパ指

数 <sup>1</sup>を構成する株式を中心に投資を行います。ただし、米国株式預託証書(ADR)、海外株式預託 証書(GDR)、株価指数先物取引に投資する場合があります。

ベンチマークを、ボベスパ指数(円換算ベース) <sup>2</sup>とします。

投資成果を、ベンチマークであるボベスパ指数(円換算ベース)に概ね連動させるように運用を行います。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。

マザーファンドの組入れについては高位を維持することを基本とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

- 1 ボベスパ指数は、サンパウロ証券取引所の最も流動性の高い銘柄群で構成される出来高加重トータルリターン指数です。
- 2 ボベスパ指数(円換算ベース)は、ボベスパ指数を委託会社において円換算したものを使用いたします。

## (2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)および特定資産以外の資産とします。

## 1)特定資産

- 1. 有価証券
- 2. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に係る権利のうち、次に掲げる権利
  - (1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
  - (2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
  - (3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
  - (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
  - (5)有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に係る 権利
  - (6)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (7)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号八及び二に掲げるものをいいます。)に係る権利
  - (8)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいい ます。)に係る権利
  - (9)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77 号)第2条第1項に規定するものをいいます。)に係る権利

- (10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 3.約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
- 4. 金銭債権
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
  - 1. 為替手形

## [有価証券]

委託会社は、信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「UBSブラジル・インデックス・マザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権のうち 会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法 施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下 「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22.外国の者に対する権利で21の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの性質を有するものおよび14に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13および14の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

## [金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができます。

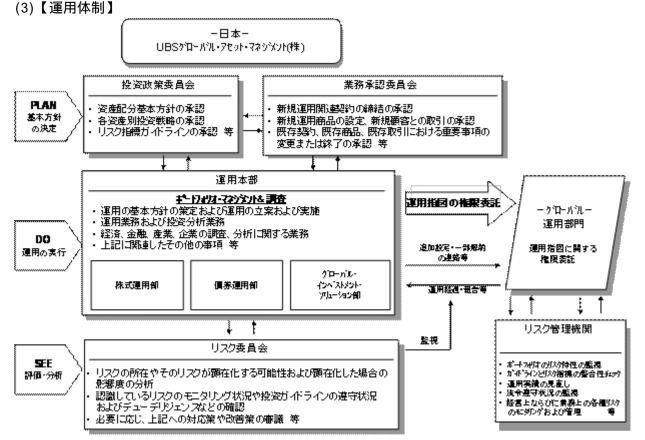
- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

## [金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

## [その他の投資対象]

信用取引、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、有価証券の貸付、有価証券の空売り、有価証券の借入、為替予約取引、資金の借入等の指図を行うことができます。



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成26年2月末現在)

#### <運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部(15~20名程度)は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

## <内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

## 投資政策委員会:

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

## 業務承認委員会:

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

## リスク委員会:

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

## <マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先の概要>

## ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

委託先の所在地	21 Lombard Street, London EC3V 9AH United Kingdom
委託の費用	上記の委託先が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、 委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額およ び支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものと します。
委託の中止等	上記の委託先が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

## (4)【分配方針】

毎決算時(毎年7月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。以下同じ)と売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託 会社の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則と して決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

[信託約款による投資制限]

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において当該株式の信託財産の純資産総額に対する割合として当該株式のボベスパ指数における構成比率 + 5% 以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の 純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

(先物取引等の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券 先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場等 におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引 は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

## (スワップ取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(金融商品取引法第第28条第8項第3号二および28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)等を行うことの指図をすることができます。

## (金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為 替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

上記「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について 決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買し たときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## その他の投資制限

## (信用取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指 図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しに より行うことの指図をすることができるものとします。

## (有価証券の貸付の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付 の指図をすることができます。

#### (有価証券の空売りの指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または 借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済につ

いては、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができる ものとします。

#### (有価証券の借入の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

#### (外国為替予約の指図)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

## (資金の借入の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払 い資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。

## [法令による投資制限]

#### 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

## <UBSプラジル・インデックス・マザーファンドの概要>

投資方針	ブラジル株式市場の動向を表す代表的株価指であるボベスパ指数を構成する株式を中心に投資を行います。ただし、米国株式預託証書(ADR)、海外株式預託証書(GDR)、株価指数先物取引に投資する場合があります。 ベンチマークを、ボベスパ指数(円換算ベース) 1とします。投資成果を、ベンチマークであるボベスパ指数(円換算ベース)に概ね連動させるように運用を行います。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。 UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。 1 ボベスパ指数(円換算ベース)は、ボベスパ指数を委託会社において円換算したものを使用いたします。
主な投資対象	この投資信託は、ブラジル株式市場の代表的株価指数であるボベスパ指数2に概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。 2 ボベスパ指数は、サンパウロ証券取引所の最も流動性の高い銘柄群で構成される出来高加重トータルリターン指数です。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資 産総額の20%以内とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額5%以内とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において当該株式の信託財産の 純資産総額に対する割合として当該株式のボベスパ指数における構成比 率+5%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得 時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1 項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社 債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および 第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資割合は、取 得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 3【投資リスク】

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてブラジルの株式等に投資を行いますので、実質組入株式の価格の下落や当該株式等の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また原則として為替へッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

## (1)株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また、 株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があり、基準価額に影響を与える要因になります。

## (2) カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、当ファンドの主要投資対象国であるブラジルには主に次のようなリスクがあり、これらの リスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります
- ・ 資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・ 先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なる ことから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

#### (3) 為替変動リスク

外貨建資産を円貨べ-スにした場合、その資産価値は、為替レ-トの変動により影響を受けることになります。為替レ-トは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レ-トは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レ-トは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

## (4) その他

《基準価額と指数の連動性に関する留意点》

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは、ボベスパ指数(円換算ベース)に概ね連動するように運用を行いますが、当ファンドの基準価額の騰落率とベンチマークであるボベスパ指数(円換算ベース)の騰落率とは必ずしも一致しません。これは、主として、流動性確保のために資産の一部を短期金融資産(CP、譲渡性預金、コール・ローン等)で運用すること、資金の出入りと実際の組入株式等の売買のタイミングのずれや、組入株式等の売買・評価価格と指数のずれがあること、ならびに当ファンドにおいて信託報酬やその他諸費用(信託財産にかかる租税等を含みます。)を負担することなどによるものです。

したがいまして、当ファンドは、基準価額がボベスパ指数 (円換算ベース)の騰落率に連動すること、または同指数を上回ることを保証するものではありません。

また、ブラジル市場の構造変化、指数公表の停止などにより当該指数の参照が困難となった場合等には、ベンチマークを見直すことまたは指数との連動を終了し、償還することがあります。

## 《短期金融商品の信用リスク》

ファンド資産を現地通貨建ての短期社債および短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

## 《買付および換金申込に係る制限》

- ・ 買付または換金の申込日が、サンパウロ証券取引所の休業日またはサンパウロの銀行、ロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむ を得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受付けを中止することおよび既に 受付けた当該各申込を取り消すことがあります。

## 《クーリング・オフ》

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## 《分配金に関する留意点》

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

## 投資信託に関する一般的なリスク

- 1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- 2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の 状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えること があります。
- 3. 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を 直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は 下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- 4. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

## 投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

## リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに 従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用 結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.00%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

換金手数料はありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の率を乗じて得た額

\*信託財産留保額とは償還時まで投資を続けられる投資家との公平性に資するために導入されたもので、信託財産中に留保され、運用資金の一部となります。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.5876%(税抜年率1.47%)を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)

委託会社	販売会社	受託会社
0.70%	0.70%	0.07%

マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下 および の費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、 原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

#### 売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税(ブラジル市場における金融取引税<sup>\*</sup>(IOF)を含みます。)、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

\*当ファンドが、為替取引を伴うブラジル株式投資を行う際にかかる金融取引税は平成26年2月末現在ありません。なお、ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合等には、税率および取扱いが変更になることがあります。

その他、以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から 支弁することができます。

- 1. 信託財産に係る監査費用
- 2. 受益権の管理事務に関連する費用
- 3. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 4. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 5. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

- 6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 7. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記1から7の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1から7の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

その他の手数料等のうち、 および は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に 金額および計算方法を表示することができません。

受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

#### 個人の受益者に対する課税

#### [収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%<sup>(注)</sup>および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除は適用されません。)を選択することができます。

#### [一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315% (注) および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合は確定申告は不要です。

(注)平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

## < 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

<少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座(以下「NISA口座」ということがあります。)を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

・ NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)に

相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。

・ 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

#### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税 0.315% (注))の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

(注)平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

#### 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

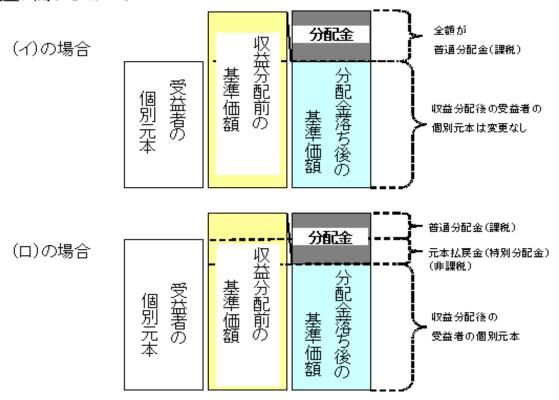
## 分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が分配金を受け取る際、

- (イ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本 を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## <分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

## <参考情報>

## ファンドの費用・税金

## [ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用	
購入時 購入時手数料		購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.00%)以内で販売会社が独りに定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 詳しくは、販売会社または前記照会先にお問い合わせください。	
換金時 信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の率を乗じて得た額をごます。		換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額をご負担いただきます。	

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用			
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して <u>年率1.5876%(税抜年率1.47%)</u> を乗じて得た額とします。 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)			
		委託会社	販売会社	受託会社	_
		0.70%	0.70%	0.07%	
		マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または 信託終了のときファンドから支払われます。			
	その他の費用・手数料	交付等)に関う 負担いただく ※原則として、毎 ます。財産に限 事託のの数が、ま りません。なも 更になることが	する費用など(日 場合があります。 計算期間の最初の6ヵ まする租税(ブラジ 要する諸費用、受 どが、原則としても 為替取引を伴うブラジ は、ブラジルにおける当 あります。	マの純資産総額に 月終了日、毎計算期 ル市場における金 託会社の立替えた を用発生の都度、 ル株式投資を行う際に は該関係法令等が改立	書類関係費用等(書類の作成、印刷、 対して上限年率0.1%)を間接的にご 末または信託終了のときファンドから支払われ を敵取引税"(IOF)を含みます。)、信託 と立替金の利息、組入有価証券の売買 ファンドから支払われます。 こかかる金融取引税は平成26年2月末現在あ Eされた場合等には、税率および取扱いが変 に金額および計算方法を表示することができ

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## [税金]

- ◎税金は表に記載の時期に適用されます。
- ◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等によりことなる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※上記は平成26年2月末現在のものです。
- ※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託 などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社 で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※法人の場合は上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に ご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

## (2014年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,230,553,887	99.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	16,758,976	0.74
合計 (純資産総額)	-	2,247,312,863	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (参考) UBSブラジル・インデックス・マザーファンド

(2014年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	ブラジル	2,184,378,945	97.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	45,956,313	2.06
合計 (純資産総額)	-	2,230,335,258	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細(2014年2月28日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBSプラジル・インデック ス・マザーファンド		0.4791	2,177,824,267	0.4907	2,230,553,887	99.25

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率(2014年2月28日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.25
合計	99.25

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2014年2月28日現在)

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2014年2月28日現在)

ュービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (参考) UBSブラジル・インデックス・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## 主要銘柄の明細(2014年2月28日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ブラジル	株式	VALE SA-PF	素材	136,941	1,159.81	158,826,331	1,287.88	176,363,766	7.90
ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SA-PF	エネルギー	265,073	667.00	176,806,129	616.91	163,528,198	7.33
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PF	銀行	112,430	1,234.57	138,803,817	1,381.03	155,269,675	6.96
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PF	銀行	99,947	1,184.18	118,355,538	1,205.27	120,463,540	5.40
ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	121,535	732.91	89,075,334	742.14	90,196,787	4.04
ブラジル	株式	VALE SA	素材	59,775	1,329.18	79,452,033	1,450.45	86,701,210	3.88
ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO SA	エネルギー	137,972	631.41	87,117,976	585.72	80,812,987	3.62
ブラジル	株式	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU SA-PF	銀行	168,846	341.91	57,731,265	373.48	63,062,292	2.82
ブラジル	株式	BM&F BOVESPA SA	各種金融	128,042	536.94	68,751,742	442.47	56,655,486	2.54
ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	60,180	906.92	54,578,541	891.54	53,653,033	2.40
ブラジル	株式	BRF SA	食品・飲料・タバコ	28,655	2,086.11	59,777,499	1,797.14	51,497,218	2.30
ブラジル	株式	CIELO SA	ソフトウェア・サービス	17,042	2,493.26	42,490,148	2,840.72	48,411,567	2.17
ブラジル	株式	GERDAU SA-PF	素材	60,934	572.53	34,887,042	650.75	39,652,885	1.77
ブラジル	株式	CCR SA	運輸	51,496	744.78	38,353,345	729.40	37,561,388	1.68
ブラジル	株式	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES SA	保険	35,700	1,028.53	36,718,714	1,034.78	36,941,895	1.65
ブラジル	株式	EMBRAER SA	資本財	35,200	878.52	30,924,079	929.33	32,712,451	1.46
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA	銀行	24,465	1,313.75	32,140,928	1,283.04	31,389,769	1.40
ブラジル	株式	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	エネルギー	13,423	2,319.29	31,131,928	2,328.81	31,259,750	1.40
ブラジル	株式	CIA BRASILEIRA DE DISTRIBUICAO GRUPO PAO DE ACUCAR-PF	食品・生活必需品小売り	7,123	4,315.34	30,738,219	4,339.07	30,907,231	1.38
ブラジル	株式	BR MALLS PARTICIPACOES SA	不動産	35,093	819.48	28,758,046	803.66	28,202,931	1.26
ブラジル	株式	CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PF	公益事業	48,128	668.76	32,186,408	584.84	28,147,246	1.26
ブラジル	株式	JBS SA	食品・飲料・タバコ	79,106	294.06	23,262,031	336.14	26,590,769	1.19
ブラジル	株式	TELEFONICA BRASIL SA-PF	電気通信サービス	13,629	2,086.37	28,435,187	1,922.81	26,206,037	1.17
ブラジル	株式	KROTON EDUCACIONAL SA	消費者サービス	13,400	1,444.50	19,356,393	1,915.78	25,671,505	1.15
ブラジル	株式	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	素材	51,284	244.74	12,551,543	482.90	24,765,074	1.11
ブラジル	株式	BANCO SANTANDER BRASIL SA-UNIT	銀行	47,878	507.91	24,318,017	513.65	24,592,946	1.10
ブラジル	株式	TIM PARTICIPACOES SA	電気通信サービス	48,001	362.94	17,421,694	510.58	24,508,484	1.09
ブラジル	株式	USINAS SIDERURGICAS DE MINAS GERAIS-PF A	素材	49,558	295.71	14,655,103	444.67	22,037,094	0.98
ブラジル	株式	LOJAS RENNER S.A.	小売	8,290	2,690.00	22,300,156	2,581.47	21,400,427	0.95
ブラジル	株式	PDG REALTY SA EMPREENDIMENTOS E PARTICIPACOES	耐久消費財・アパレル	300,554	78.65	23,639,353	68.98	20,733,958	0.92

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別及び業種別投資比率

## (2014年2月28日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
		銀行	20.11
		素材	20.07
		エネルギー	12.35
		食品・飲料・タバコ	9.36
		公益事業	5.64
		耐久消費財・アパレル	3.98
株式	外国	運輸	3.93
		各種金融	3.38
		電気通信サービス	3.03
		消費者サービス	2.67
		小売	2.23
		ソフトウェア・サービス	2.17
		不動産	2.01
		家庭用品・パーソナル用品	1.71
		保険	1.65
		資本財	1.46
		食品・生活必需品小売り	1.38
		ヘルスケア機器・サービス	0.71
合計			97.93

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。(2014年2月28日現在)

## その他投資資産の主要なもの

(先物) (2014年2月28日現在)

								-		_
資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	ブラジル	サンパウロ証券・ 商品・先物取引所	BOVESPA INDEX	買建	20	ブラジル・ レアル	964,910	962,060	42,272,916	1.89

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2014年2月28日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

2,1120132013731	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間末 (2009年7月10日)	10,738	10,738	0.5651	0.5651
第2期計算期間末 (2010年7月12日)	13,400	13,400	0.7631	0.7631
第3期計算期間末 (2011年7月11日)	8,140	8,140	0.7332	0.7332
第4期計算期間末 (2012年7月10日)	4,596	4,596	0.4895	0.4895
第5期計算期間末 (2013年7月10日)	2,658	2,658	0.4475	0.4475
2013年2月末日	4,551	-	0.5982	-
2013年3月末日	4,172	-	0.5835	-
2013年4月末日	3,865	-	0.5951	-
2013年5月末日	3,510	-	0.5812	-
2013年6月末日	2,818	-	0.4731	-
2013年7月末日	2,744	-	0.4621	-
2013年8月末日	2,692	-	0.4599	-
2013年9月末日	2,904	-	0.5117	-
2013年10月末日	2,903	-	0.5328	-
2013年11月末日	2,677	-	0.5007	-
2013年12月末日	2,564	-	0.5040	-
2014年1月末日	2,183	-	0.4390	-
2014年2月28日	2,247	-	0.4543	-

## 【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間	43.5
第2期計算期間	35.0
第3期計算期間	3.9
第4期計算期間	33.2
第5期計算期間	8.6
第6期計算期間(中間期)	5.4

## (4)【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	27,447,069,245	8,445,306,778
第2期計算期間	10,563,324,273	12,004,002,829
第3期計算期間	1,257,078,747	7,714,750,136
第4期計算期間	2,071,004,903	3,785,243,521
第5期計算期間	688,338,398	4,136,103,236
第6期計算期間(中間期)	203,373,773	1,100,699,264

<sup>(</sup>注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<sup>(</sup>注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## <参考情報>

## 基準価額・純資産の推移(2014年2月28日現在)



## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2009年7月	0円
2010年7月	0円
2011年7月	0円
2012年7月	0円
2013年7月	0円
設定来累計	0円

※基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したものとして算出。

## 主要な資産の状況(2014年2月28日現在)

## 組入上位10銘柄

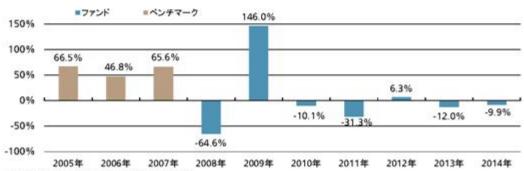
	銘柄	業種	投資比率
1	VALE SA-PF	素材	7.90%
2	PETROLEO BRASILEIRO SA-PF	エネルギー	7.33%
3	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PF	級行	6.96%
4	BANCO BRADESCO SA-PF	銀行	5.40%
5	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	4.04%
6	VALE SA	素材	3.88%
7	PETROLEO BRASILEIRO SA	エネルギー	3.62%
8	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU SA-PF	銀行	2.82%
9	BM&F BOVESPA SA	各種金融	2.54%
10	BANCO DO BRASIL SA	銀行	2.40%

- ※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.25%組入れております。
- ※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合です。
- ※業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

## 業種別組入比率

業種	投資比率
銀行	20.11%
素材	20.07%
エネルギー	12.35%
食品・飲料・タバコ	9.36%
公益事業	5.64%
耐久消費財・アパレル	3.98%
運輸	3.93%
各種金融	3.38%
電気通信サービス	3.03%
消費者サービス	2.67%
小売	2.23%
ソフトウェア・サービス	2.17%
不動産	2.01%
家庭用品・バーソナル用品	1.71%
保険	1.65%
資本財	1.46%
食品・生活必需品小売り	1.38%
ヘルスケア機器・サービス	0.71%
合計	97.93%

## 年間収益率の推移(2014年2月28日現在)



- ※税引前分配金を再投資したものとして算出。
- ※2008年については当初設定日(2008年7月8日)から年末まで、2014年は年初から2月末までの緻落率。
- ※2007年以前はベンチマークの騰落率を表示。
- ※ベンチマークの聴落率は、ボベスバ指数を要託会社が円換算し算出。
  ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

## (申込期間)

・ 平成26年4月10日から平成26年10月9日まで なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## (買付の受付)

- ・ 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに、買付申込が行なわれ、かつ買付申込にかかる 販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ 分配金の受取方法により「自動けいぞく投資コース」と「分配金支払いコース」が選択できま す。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ・「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約(同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定)を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの 受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者 にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の 代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替 機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関へ の通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場 合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないま す。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定め る方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (買付単位)

販売会社が定める申込単位とします。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

## (買付価額)

・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口 = 1円)

「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (買付時の申込手数料)

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%(税抜3.00%)以内で販売会社が独自に定める率 を乗じて得た額とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

## (買付代金のお支払い)

販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。

#### (受付の中止等)

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。)があるときは買付申込の受付を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消すことがあります。
- ・ 投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付申込の受付を制限する場合があります。

## (買付申込不可日)

・ お申込日が、サンパウロ証券取引所の休業日またはサンパウロの銀行、ロンドンの銀行もしくは ニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込は受付けません。

#### 2【換金(解約)手続等】

## (換金の受付)

・ 原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに、換金申込が行なわれ、かつ換金申込にかかる 販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

## (換金単位)

・ 1口単位とします。

## (換金(解約)価額)

・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。 換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンド状況 4 手数料等及び税金」をご 覧ください。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (信託財産留保額)

・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

## (換金代金の支払い)

・ 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

#### (換金申込受付の中止等)

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。)があるときは換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みを取消すことがあります。
- ・ 前記の換金のお申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の 換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申込みを撤回しない場合には、 当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申込 みを受付けたものとして計算された価額とします。

## (換金申込不可日)

・ お申込日が、サンパウロ証券取引所の休業日またはサンパウロの銀行、ロンドンの銀行もしくは ニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、換金のお申込みは受付けません。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

換金(解約)の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口 数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において 当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

#### (基準価額の算定)

・ 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産(外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。)の円換算について は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

### (基準価額の算出頻度と公表)

・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/ 委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

## (2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を 発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、後記「(5)その他[信託の終了]」による場合はこの限りではありません。

## (4)【計算期間】

原則として毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を計算期間終了日とします。

#### (5)【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額がファンド30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記 a. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。) を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 前記 c.から d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

### (委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- 委託会社が監督官庁より登録取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社 に引き継ぐことを命じたときは、信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を 除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### (受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または 受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、また は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新 受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任するこ とはできないものとします。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## [運用報告書の作成]

委託会社は、計算期間の終了日毎(毎年7月)に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

## [信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記 a. の事項(前記 a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c. 前記 b.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f . 前記 b . から e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からe.にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決 された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### [関係法人との間の契約書の内容について]

- i. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ii. マザーファンドの投資顧問会社との投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

#### (1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で 再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金受領権

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5 営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

## (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して 一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として解約請求の受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。

## (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求 する権利を有します。

## (5) 反対者の買取請求権

信託約款の解約または重大な約款の変更等が行なわれる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容及び買取請求の手続に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約) b.」または「[信託約款の変更] b.」に規定する書面に付記します。

## 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成24年7月11日から平成25年7月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【UBSブラジル・インデックス・ファンド】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成24年 7月10日現在	当期 平成25年 7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	50,973,360	28,700,126
親投資信託受益証券	4,548,985,536	2,631,975,159
未収入金	45,000,000	37,000,000
未収利息	69	23
流動資産合計	4,644,958,965	2,697,675,308
資産合計	4,644,958,965	2,697,675,308
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,924,979	7,143,334
未払受託者報酬	2,035,537	1,480,838
未払委託者報酬	40,710,824	29,616,609
その他未払費用	940,831	710,728
流動負債合計	48,612,171	38,951,509
負債合計	48,612,171	38,951,509
純資産の部		
元本等		
元本	9,389,173,904	5,941,409,066
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,792,827,110	3,282,685,267
(分配準備積立金)	387,379,593	263,506,544
元本等合計	4,596,346,794	2,658,723,799
純資産合計	4,596,346,794	2,658,723,799
負債純資産合計	4,644,958,965	2,697,675,308

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 平成23年 7月12日 至 平成24年 7月10日	当期 自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日
営業収益		
受取利息	33,019	20,738
有価証券売買等損益	2,458,368,839	94,089,623
営業収益合計	2,458,335,820	94,110,361
三、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		
受託者報酬	4,250,658	3,169,495
委託者報酬	85,013,141	63,389,684
その他費用	1,942,335	1,826,047
営業費用合計	91,206,134	68,385,226
営業利益又は営業損失()	2,549,541,954	25,725,135
経常利益又は経常損失()	2,549,541,954	25,725,135
当期純利益又は当期純損失()	2,549,541,954	25,725,135
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	479,510,308	296,283,479
期首剰余金又は期首欠損金()	2,962,514,927	4,792,827,110
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,040,374,247	2,105,576,400
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1,040,374,247	2,105,576,400
剰余金減少額又は欠損金増加額	800,654,784	324,876,213
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	800,654,784	324,876,213
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	4,792,827,110	3,282,685,267

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に 基づいて評価しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成24年 7月10日現在	当期 平成25年 7月10日現在	
1.計算期間末日における受益 権の総数	9,389,173,904□	5,941,409,066口	
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,792,827,110円です。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は3,282,685,267円で す。	
3.計算期間末日における1口 当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4895円 (4,895円)	0.4475円 (4,475円)	

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成23年 7月12日 至 平成24年 7月10日	当期 自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(109,585,976円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(167,350,649円)、および分配準備積立金(277,793,617円)より分配対象収益は、554,730,242円(1万口当たり590円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。	計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(35,527,343円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(125,828,261円)、および分配準備積立金(227,979,201円)より分配対象収益は、389,334,805円(1万口当たり655円)ですが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。
2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又 は一部を委託するために要する費用として委 託者報酬の中から支弁している額	2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又 は一部を委託するために要する費用として委 託者報酬の中から支弁している額
報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.21%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	同左

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		有伽証券届出書(内国投
項目	前期 自 平成23年 7月12日 至 平成24年 7月10日	当期 自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資 法人に関する法律第2条第4項に 定める証券投資信託として、親 投資信託受益証券等の金融商品 を主要投資対象とし、信託約款 に定める「運用の基本方針」に 基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当力では、いますのます。金融を受います。金融を受います。金融を受います。金融を受いません。一切では、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取象ガが管にるな各いまま開れる証・フ定モきリこ・運券中投クをまいめでいた。	

. 金融商品の時価等に関する事項

・立版回印の中間子に関する事項		
項目	前期 平成24年 7月10日現在	当期 平成25年 7月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品については、短 期間で決済されることから、帳 簿価額は時価と近似しているた め、当該帳簿価額を時価として おります。	取引以外の金融商品 同左
	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関 する注記「1.有価証券の評価基 準及び評価方法」に記載してお ります。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左
	(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注 記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左

# (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

<u> </u>		
種類	前期 平成24年 7月10日現在	当期 平成25年 7月10日現在
↑里犬貝 	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,055,542,737	208,337,216
合計	2,055,542,737	208,337,216

(デリバティブ取引等に関する注記) 前期 (平成24年 7月10日現在) 該当事項はありません。

当期 (平成25年 7月10日現在) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 前期 (自 平成23年 7月12日 至 平成24年 7月10日) 該当事項はありません。

当期 (自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日) 該当事項はありません。

# (その他の注記)

<u> </u>		
項目	前期 自 平成23年 7月12日	当期 自 平成24年 7月11日
	至 平成24年 7月10日	至 平成25年 7月10日

元本の推移		
期首元本額	11,103,412,522円	9,389,173,904円
期中追加設定元本額	2,071,004,903円	688,338,398円
期中一部解約元本額	3,785,243,521円	4,136,103,236円

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	U B S ブラジル・インデック ス・マザーファンド	5,497,024,142	2,631,975,159	
合計			2,631,975,159	

<sup>(</sup>注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「UBSブラジル・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSブラジル・インデックス・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

# UBSブラジル・インデックス・マザーファンド

# (1)貸借対照表

(単位:円)

	平成24年 7月10日現在	平成25年 7月10日現在
資産の部		
流動資産		
預金	79,034,073	51,505,167
コール・ローン	9,243,353	847,591
株式	4,463,138,610	2,583,279,216
派生商品評価勘定	951,239	351
未収入金	700,270	-
未収配当金	20,642,549	20,252,968
未収利息	12	-
前払金	6,379,727	12,384,011
差入委託証拠金	13,652,909	8,774,033
流動資産合計	4,593,742,742	2,677,043,337
資産合計	4,593,742,742	2,677,043,337
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	8,222,619
未払解約金	45,000,000	37,000,000
流動負債合計	45,000,000	45,222,619
負債合計	45,000,000	45,222,619
純資産の部		
元本等		
元本	8,809,034,734	5,497,024,142
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	4,260,291,992	2,865,203,424
元本等合計	4,548,742,742	2,631,820,718
純資産合計	4,548,742,742	2,631,820,718
負債純資産合計	4,593,742,742	2,677,043,337

#### (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### 株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

### (1)株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日 に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

#### (2)為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

## 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1)外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (2)金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成24年 7月10日現在	平成25年 7月10日現在
1.計算期間末日における受益権 の総数	8,809,034,734	5,497,024,142□
2.元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は2,865,203,424円です。
3.計算期間末日における1口当 たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5164円 (5,164円)	0.4788円 (4,788円)

## (金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成23年 7月12日 至 平成24年 7月10日	自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日
	主 十/X244 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	

	<del></del>	有価証券届出書(内国投
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資 法人に関する法律第2条第4項に 定める証券投資信託として、株 式等の金融商品を主要投資対象 とし、信託約款に定める「運用 の基本方針」に基づき運用を 行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当のでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	利 取象がが管にるな各いまま開れる証・フ定モきリこ・運券中投クをまいめでて   の投   の投   方で   の投   方で   の投   方で   の投   方で   の投   方で   の投   方で   方のに理グ   定にがつ   の投   方のに理グ   定にがつ   の投   方のに理グ   たの   の表   たの   の表   たの   のの   のの   たの   のの   の	同左

## . 金融商品の時価等に関する事項

. 金融商品の時価寺に関する事項	r	
項目	平成24年 7月10日現在	平成25年 7月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	取引以外の金融商品 同左
	(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	
	(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注 記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

# (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

•	2 H + 3   3   H H + 23			
		平成24年 7月10日現在	平成25年 7月10日現在	
	種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	
	株式	723,964,273	827,619,938	
	合計	723,964,273	827,619,938	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成24年 7月10日現在

	<u>/ J · O II - 70 III                            </u>					
区分	   種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	
	↑宝光! 		うち1年超(円)	中寸  四(11)	, 可以通过。 	
市場取	為替予約取引					
引以外	売 建					
の取引	米ドル	39,400,000	-	39,345,552	54,448	
	合計	39,400,000	-	39,345,552	54,448	

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	並価提送(田)	
	<b>↑生犬</b> 貝		うち1年超(円)	时间(口)	評価損益(円)	
	為替予約取引					
	買建					
市場取	米ドル	65,786	-	65,362	424	
引以外の取引	売 建					
	米ドル	36,200,000	-	36,223,282	23,282	
	ブラジル・レアル	65,786	-	65,435	351	
	合計	36,331,572	-	36,354,079	23,355	

# (注1)時価の算定方法

#### 為替予約の時価

1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

- イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている 先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレート により評価しております。
- 口)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も 近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧 客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

# 株式関連

平成24年 7月10日現在

		契約額等(円)				
区分	種類		うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	株価指数先物取引					
市場取引	買建					
7/31	BOVESPA INDEX Aug2012	75,304,349	-	76,201,140	896,791	
	合計	75,304,349	-	76,201,140	896,791	

## 平成25年 7月10日現在

		契約額等(円)			
区分	種類		うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
	株価指数先物取引				
市場取引	買建				
	BOVESPA INDEX Aug2013	58,288,710	-	50,089,797	8,198,913
	合計	58,288,710	-	50,089,797	8,198,913

## (注1)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額べ スで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記) 自 平成23年 7月12日 至 平成24年 7月10日 該当事項はありません。

自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日 該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	自 平成23年 7月12日 至 平成24年 7月10日	自 平成24年 7月11日 至 平成25年 7月10日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期 首における当該親投資信託の元本額	10,543,253,567円	8,809,034,734円
期中追加設定元本額	942,892,760円	234,316,882円
期中一部解約元本額	2,677,111,593円	3,546,327,474円
2.計算期間末日における元本の内訳		
UBSブラジル・インデックス・ファンド	8,809,034,734円	5,497,024,142円
合計	8,809,034,734円	5,497,024,142円

## (3)附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

体式	<b>♦0</b> +∓	<b>+/+</b> <del>-  `</del>		評価額	/# <i>*</i>
通貨	<b>銘柄</b>	株式数	単価	金額	備考
ブラジ	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPACOES SA	1,998,314	0.52	1,039,123.28	
ル・レアル	PETROLEO BRASILEIRO SA	98,572	13.55	1,335,650.60	
	PETROLEO BRASILEIRO SA-PF	284,073	14.98	4,255,413.54	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES SA	9,623	52.00	500,396.00	
	VANGUARDA AGRO SA	56,885	3.68	209,336.80	
	BRADESPAR SA-PF	22,083	20.15	444,972.45	
	BRASKEM SA-PF A	30,959	15.81	489,461.79	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	145,084	5.46	792,158.64	
	DURATEX SA	26,180	12.63	330,653.40	
	FIBRIA CELULOSE SA	24,835	25.60	635,776.00	
	GERDAU SA-PF	109,234	12.95	1,414,580.30	
	KLABIN SA-PF	38,286	10.64	407,363.04	
	METALURGICA GERDAU SA-PF	21,617	16.09	347,817.53	
	MMX MINERACAO E METALICOS SA	349,381	1.53	534,552.93	
	SUZANO PAPEL E CELULOSE SA-PF A	84,400	7.90	666,760.00	
	USINAS SIDERURGICAS DE MINAS GERAIS SA	19,530	6.89	134,561.70	

			i	有価証券届出書(内
	SINAS SIDERURGICAS DE MINAS GERAIS- F A	154,658	6.58	1,017,649.64
V	ALE SA	55,775	28.39	1,583,452.25
V	ALE SA-PF	189,141	26.08	4,932,797.28
E	MBRAER SA	28,500	20.62	587,670.00
AI	LL AMERICA LATINA LOGISTICA	52,643	8.83	464,837.69
C	CR SA	56,696	16.94	960,430.24
G	OL LINHAS AEREAS INTELIGENTES SA-PF	43,135	6.46	278,652.10
LI	LX LOGISTICA SA-ORD	219,100	0.85	186,235.00
L	OCALIZA RENT A CAR SA	14,585	30.75	448,488.75
BI	ROOKFIELD INCORPORACOES SA	246,676	1.52	374,947.52
	YRELA BRAZIL REALTY SA MPREENDIMENTOS E PARTICIPACOES	52,959	15.31	810,802.29
G/	AFISA SA	248,108	2.75	682,297.00
MF	RV ENGENHARIA E PARTICIPACOES SA	138,551	6.16	853,474.16
	OG REALTY SA EMPREENDIMENTOS E ARTICIPACOES	814,454	1.79	1,457,872.66
R	OSSI RESIDENCIAL SA	208,715	2.59	540,571.85
B	2W CIA DIGITAL	21,184	8.45	179,004.80
С	IA HERING	18,859	31.37	591,606.83
L	OJAS AMERICANAS SA-PF	35,527	15.10	536,457.70
L	OJAS RENNER S.A.	8,790	61.38	539,530.20
RI	EFINARIA PETROLEO IPIRANGA-PF	1,852	0	0
	IA BRASILEIRA DE DISTRIBUICAO GRUPO AO DE ACUCAR-PF	4,623	96.06	444,085.38
В	RF SA	20,355	47.50	966,862.50
C	IA DE BEBIDAS DAS AMERICAS-PF	13,967	82.17	1,147,668.39
C	OSAN SA INDUSTRIA COMERCIO	11,301	42.20	476,902.20
JI	BS SA	98,106	6.43	630,821.58
MA	ARFRIG ALIMENTOS SA	70,373	7.30	513,722.90
S	DUZA CRUZ SA	17,272	27.35	472,389.20
H,	YPERMARCAS S.A	57,810	14.76	853,275.60
N/	ATURA COSMETICOS SA	15,676	46.98	736,458.48
D	IAGNOSTICOS DA AMERICA SA	44,700	11.80	527,460.00
B	ANCO BRADESCO SA	13,565	28.54	387,145.10
В	ANCO BRADESCO SA-PF	75,447	26.00	1,961,622.00
B	ANCO DO BRASIL SA	83,180	20.41	1,697,703.80
B	ANCO SANTANDER BRASIL SA-RTS	156,363	0.01	1,563.63
В	ANCO SANTANDER BRASIL SA-UNIT	52,678	13.01	685,340.78
	NVESTIMENTOS ITAU SA ITAUSA-RCT	5,609	7.75	43,469.75
1.	TAU UNIBANCO HOLDING SA-PF	101,730	26.80	2,726,364.00
1.	TAUSA-INVESTIMENTOS ITAU SA-PF	198,137	7.75	1,535,561.75
BI	M&F BOVESPA SA	140,742	12.27	1,726,904.34
CI	ETIP SA-MERCADOS ORGANIZADOS	24,317	21.45	521,599.65
BI	R MALLS PARTICIPACOES SA	42,193	18.60	784,789.80

			有価証券届出書	(内国投貨
BR PROPERTIES SA	22,426	18.33	411,068.58	
CIELO SA	21,942	55.50	1,217,781.00	
OI SA	32,148	3.98	127,949.04	
OI SA-PF	198,818	3.63	721,709.34	
TELEFONICA BRASIL SA-PF	12,129	47.95	581,585.55	
TIM PARTICIPACOES SA	107,001	8.26	883,828.26	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA	88,826	4.44	394,387.44	
CENTRAIS ELETRICAS BRASILEIRAS SA-PF B	54,961	8.88	488,053.68	
CIA DE TRANSMISSAO DE ENERGIA ELETRICA PAULISTA-PF	5,654	34.57	195,458.78	
CIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PF	52,882	19.98	1,056,582.36	
CIA ENERGETICA DE SAO PAULO-PF B	18,375	18.73	344,163.75	
CIA PARANAENSE DE ENERGIA-PF B	8,276	27.63	228,665.88	
CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	14,944	21.47	320,847.68	
CPFL ENERGIA SA	15,382	20.35	313,023.70	
EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	39,000	10.90	425,100.00	
ELETROPAULO METROPOLITANA ELETRICIDADE DE SAO PAULO SA-PF	58,606	6.35	372,148.10	
LIGHT SA	14,278	15.73	224,592.94	
\\\ \=\			57,714,012.87	
小計			(2,583,279,216)	
合計			2,583,279,216	
口前			(2,583,279,216)	

株式以外の有価証券 該当事項はありません。

# (注)

- 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計額に対する比率
ブラジル・レアル	株式	74銘柄	100.0%	100.0%

# 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。



(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する 規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成といるります。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成25年7月11日から平成26年1月10日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# 【UBSブラジル・インデックス・ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

		当中間計算期間末 平成26年 1月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		31,209,897
親投資信託受益証券		2,352,424,059
未収入金		46,000,000
未収利息		25
流動資産合計		2,429,633,981
資産合計		2,429,633,981
負債の部		
流動負債		
未払解約金		28,882,684
未払受託者報酬		1,027,179
未払委託者報酬		20,543,491
その他未払費用		506,480
流動負債合計		50,959,834
負債合計		50,959,834
純資産の部		
元本等		
元本		5,044,083,575
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(	)	2,665,409,428
元本等合計		2,378,674,147
純資産合計		2,378,674,147
負債純資産合計		2,429,633,981

# (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	当中間計算期間 自 平成25年 7月11日 至 平成26年 1月10日
営業収益	
受取利息	4,220
有価証券売買等損益	191,348,900
営業収益合計	191,353,120
· 営業費用	
受託者報酬	1,027,179
委託者報酬	20,543,491
その他費用	506,480
営業費用合計	22,077,150
営業利益又は営業損失()	169,275,970
経常利益又は経常損失()	169,275,970
中間純利益又は中間純損失()	169,275,970
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	55,239,332
期首剰余金又は期首欠損金()	3,282,685,267
剰余金増加額又は欠損金減少額	607,891,976
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	607,891,976
剰余金減少額又は欠損金増加額	104,652,775
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	104,652,775
中間剰余金又は中間欠損金( )	2,665,409,428
·	

# (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に 基づいて評価しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (中間貸借対照表に関する注記)

## 当中間計算期間末 平成26年 1月10日現在

1.中間計算期間末日における受益権の総数

5,044,083,575

2. 元本の欠損

中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,665,409,428円です。

3.中間計算期間末日における1口当たり純資産額

0.4716円

(1万口当たり純資産額)(4,716円)

#### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間

自 平成25年 7月11日

至 平成26年 1月10日

信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額

報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.21%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

## 当中間計算期間末 平成26年 1月10日現在

1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

- 2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿 価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(3)デリバティブ取引

デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当中間計算期間末 (平成26年 1月10日現在) 該当事項はありません。

# (そ<u>の他の注記)</u>

項目	当中間計算期間 自 平成25年 7月11日 至 平成26年 1月10日	
元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	5,941,409,066円 203,373,773円 1,100,699,264円	

## (参考情報)

当ファンドは「UBSブラジル・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、 中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。 なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSブラジル・インデックス・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

# UBSブラジル・インデックス・マザーファンド

# (1)貸借対照表

(単位:円)

	(早位:门 <i>)</i>
	平成26年 1月10日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
預金	59,224,464
コール・ローン	4,548,299
株式	2,308,118,013
派生商品評価勘定	73
未収配当金	7,749,445
未収利息	3
前払金	10,199,116
差入委託証拠金	9,298,293
流動資産合計	2,399,137,706
資産合計	2,399,137,706
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	874,645
未払解約金	46,000,000
流動負債合計	46,874,645
負債合計	46,874,645
純資産の部	
元本等	
元本	4,625,293,078
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	2,273,030,017
元本等合計	2,352,263,061
純資産合計	2,352,263,061
負債純資産合計	2,399,137,706

#### (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### 株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

### (1)株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日 に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

#### (2)為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

## 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1)外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (2)金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (貸借対照表に関する注記)

#### 平成26年 1月10日現在

1.計算期間末日における受益権の総数

4,625,293,078

#### 2. 元本の欠損

貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,273,030,017円です。

3.計算期間末日における1口当たり純資産額

0.5086円

(1万口当たり純資産額) (5,086円)

## (金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

## 平成26年 1月10日現在

1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

- 2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿 価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2)有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

## (3)デリバティブ取引

デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成26年 1月10日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(田)	評価損益(円)
	作里犬只		うち1年超(円)	時価(円)	計叫授金(口)
	為替予約取引				
	買 建				
市場取	米ドル	55,918	-	55,991	73
引以外   の取引	売 建				
	米ドル	43,900,000	-	43,964,937	64,937
	ブラジル・レアル	55,918	-	56,110	192
	合計	44,011,836	-	44,077,038	65,056

#### (注1)時価の算定方法

#### 為替予約の時価

1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

- イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている 先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレート により評価しております。
- 口)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も 近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧 客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

## 株式関連

平成26年 1月10日現在

		契約額等(円)			
区分	種類		うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)

		株価指数先物取引				Ţ
	市場	買建				
	取引	BOVESPA INDEX Feb2014	44,360,950	-	43,551,434	809,516
İ		合計	44,360,950	-	43,551,434	809,516

## (注1)

## 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2.株価指数先物取引の残高は、契約額べ-スで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

## (その他の注記)

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
項目	自 平成25年 7月11日 至 平成26年 1月10日
1.元本の推移	
本報告書における開示対象ファンドの期首 における当該親投資信託の元本額	5,497,024,142円
期中追加設定元本額	112,442,825円
期中一部解約元本額	984,173,889円
2.計算期間末日における元本の内訳	
U B S ブラジル・インデックス・ファンド	4,625,293,078円
合計	4,625,293,078円

#### 2【ファンドの現況】

# 【純資産額計算書】(平成26年2月28日現在)

## 「UBSブラジル・インデックス・ファンド」

資産総額	2,254,098,060 円
負債総額	6,785,197 円
純資産総額( - )	2,247,312,863 円
発行済口数	4,947,213,917 □
1口当たり純資産額( / )	0.4543 円

#### (参考)「UBSブラジル・インデックス・マザ-ファンド」

資産総額	2,272,724,176 円
負債総額	42,388,918 円
純資産総額( - )	2,230,335,258 円
発行済口数	4,545,656,996 口
1口当たり純資産額( / )	0.4907 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

# (2)受益者名簿

作成しません。

## (3)受益者等に対する特典

該当ありません。

## (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、

委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

## (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等 に再分割できるものとします。

## (7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に支払います。

# (8)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定による ほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】(平成26年2月末日現在)

a 資本金の額 22億円

b 会社が発行する株式総数 86,400株

c 発行済株式総数 21,600株

d 資本金の額の増減(最近5年間) 該当事項はありません。

e 会社の機構

経営体制

## (取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

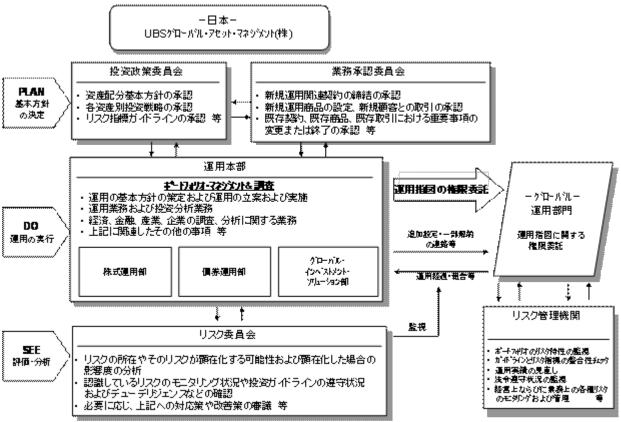
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

## 投資運用の意思決定機構



(平成26年2月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年2月末日現在、以下のとおりです。 (ただし、親投資信託 は除きます。)

種類	ファンド数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	85	969,824
合計	85	969,824

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 3【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

## 2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

# 1. 財務諸表

# (1)【貸借対照表】

		7547#8		the 4 cetts	
期別		第17期		第18期	
		(平成24年3月31日)		(平成25年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流 動 資 産					
現 金・預金	*1		4,527,037		3,354,581
未収入金	*1		236,315		458,392
未収委託者報酬			1,166,243		1,451,992
未収運用受託報酬	*1		412,520		557, 253
その他未収収益	*1		755,597		778,957
繰 延 税 金 資 産			97,190		89,830
そ の 他			8,893		37,018
流動資產計			7,203,797		6,723,024
固定資産					
投資その他の資産			533,670		437,610
繰延 税 金 資 産		488,670		417,610	
ゴルフ会員権		45,000		20,000	
固定資產計			533,670		437,610
資産合計			7,737,467		7,160,634

		I		I	- 445
期別		第1		第1	
		(平成24年	3月31日)	(平成25年	3月31日)
科目	注記 番号	内訳	金額 ( <del>千円</del> )	内訳	金 額 (千円)
(負債の部)					
流 動 負 债					
預 り 金			145,046		372,353
未 払 費 用	*1		1,350,117		1,675,669
未 払 消 費 税			21,288		34,551
未払法人税等			337,901		489,884
黄 与 引 当 金			122,466		114,351
そ の 他			3,249		2,294
流動負債計			1,980,069		2,689,104
固定負债					
退職給付引当金			291,417		226,251
固定負债計			291,417		226,251
負债合計			2,271,487		2,915,356
(純資産の部)					
株主資本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			3,265,979		2,045,278
利 益 準 備 金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
繰越利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
純 資 産 合 計			5,465,979		4,245,278
負債・純資産合計			7,737,467		7, 160,634

# (2)【損益計算書】

		鎌	517期	第	518期
期別			23年4月1日)	1 1	24年4月1日)
		し 至 平成2	4年3月31日 <b>丿</b>	【至平成2	5年3月31日 丿
科目	注記 番号	内訳	金 額 (千円)	内訳	金 額 (千円)
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計	*1 *1	8,948,072 1,523,631 2,079,932	12,551,636	9,270,358 1,586,058 2,139,484	12,995,901
営業 用		6,321	4,481,341 143,998 76,822 91,557	7,470	4,688,873 108,267 88,373 105,939
協会費 その他	*1	2,383 19,197 63,653		1,330 13,240 83,898	
営業費用計			4,793,720		4,991,454
一般管理費給料			2, 769, 198		2,673,693
役 負 報 酬 給 料・手 当 賞 与	*1	229,059 1,760,034 780,105		215,114 1,737,508 721,070	
交 際 費 旅 費 交 通 費 租 税 公 課			49,888 82,604 37,564		87,508 82,826 36,161
不 動 産 賃 借 料 退 職 給 付 費 用 事 務 委 託 費	*1		259,656 265,690 1,884,416		348,848 152,133 2,019,103
諸経費			75,972		66,771
一般管理費計			5,424,992		5,467,047
宮 業 利 益 営業外収益			2,332,923		2,537,400
B 亲外收益 受取利息 為替差益		338 24,163		284	
雑 収入		1,187		82	
営業外収益計営業外費用			25,688		367
為 替 差 損 営業外費用計		-	_	19,768	19,768
経 常 利 益	$\vdash$		2,358,612		2,517,999
税引前当期純利益	$\vdash$		2,358,612		2,517,999
法人税、住民税及び事業税	$\vdash$		958,720		960,280
法人税等調整額	$\Box$		128,640		78,420
当期 純利益			1, 271, 252		1,479,299

# (3)【株主資本等変動計算書】

# (単位:千円)

									(単位:十円)
								第17期	第18期
株主資本								[自 平成23年4月1日]	「自 平成24年4月1日)
								【至 平成24年3月31日】	【至 平成25年3月31日】
資 本	金	当	期	首	残	高		2,200,000	2, 200, 000
		当	期	変	勭	額		_	-
		当	期	末	残	高		2, 200, 000	2, 200, 000
利益剰余	金								
利益準備	金	当	期	首	残	高		550,000	550,000
		当	期	変	動	額		_	_
		当	期	末	残	高		550,000	550,000
その他利益剰	余金								
編越利益剰労	金弁	当	期	首	残	高		1,444,727	2, 715, 979
		当	期	変	動	額	剰余金の配当	-	△ 2,700,000
							当期純利益	1, 27 1, 25 2	1, 479, 299
		当	期	末	残	高		2,715,979	1, 495, 278
利益剰余金合	計	当	期	首	残	高		1,994,727	3, 265, 979
		当	期	変	動	額		1, 27 1, 25 2	△ 1,220,700
		当	期	末	残	高		3, 265, 979	2, 045, 278
株主資本合	計	当	期	首	残	高		4, 194, 727	5, 465, 979
		当	期	変	動	額		1,271,252	△ 1,220,700
		当	期	末	残	高		5, 465, 979	4, 245, 278
純資産合	計	当	期	首	残	高		4, 194, 727	5, 465, 979
		当	期	変	動	額		1,271,252	△ 1,220,700
		当	期	末	残	高		5, 465, 979	4, 245, 278

# [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 引当金の計上基準

### (1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第17期	第18期
(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
7,876千円	6,006千円

#### (2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

# (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (貸借対照表関係)

\*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位:千円)

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
現金・預金	2,685,819	286,996
未収入金	1,383	-
未収運用受託報酬	4,044	11,206
その他未収収益	305,772	239,146
未払費用	111,449	88,662

# (損益計算書関係)

# \*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位:千円)

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
運用受託報酬	3,626	12,315
その他営業収益	530,376	312,524
事務委託費	150,692	241,352
給料・手当	42,399	6,984
営業雑経費 その他	40,527	67,498

### (株主資本等変動計算書関係)

第17期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

#### 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

### 第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

# 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

### 2. 配当に関する事項

# (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

#### 次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時 株主総会の翌日

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資 信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資ー任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

#### 第17期 (平成24年3月31日)

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金 未収委託者報酬		4,527,037 1,166,243		-
未収運用受託報酬		412,520	412,520	-
その他未収収益 	資産計	<u>755,597</u> 6,861,398		<del>-</del>
未払費用		1,350,117	, ,	-
未払法人税等	負債計	337,901 1,688,018	337,901 1,688,018	<del>-</del> -

### 第18期 (平成25年3月31日)

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬		3,354,581 1,451,992 557,253	, ,	- - -
その他未収収益	資産計	773,957 6,137,783	<u>773,957</u> 6,137,783	
未払費用 未払法人税等	台信計	1,675,669 489,884	1,675,669 489,884	-
	負債計	2,165,553		_

# (注)1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

#### (注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第17期 (平成24年3月31日)		(単位:千円)	
		1 年以内	1 年超

現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	755,597	<u>-</u> _
合計	6,861,398	-

# 第18期 (平成25年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	
合計	6,137,783	-

# (退職給付関係)

### 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	804,804	811,962
(2) 年金資産	513,386	585,711
(3) 退職給付引当金	291,417	226,251

### 3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

		(112,113)
	第17期	第18期
	(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
(1) 勤務費用	135,018	143,801
(2) 利息費用	9,685	7,914
(3) 期待運用収益	3,112	2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	75,513	29,824
(5) 過去勤務債務	<del>_</del> _	<del>_</del>
小計	217,104	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	5,741	9,606
(7) 特別退職金	42,845	23,613
合計	265,690	152,133

#### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率

第17期	第18期
(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
1.00%	0.395%

(3) 期待運用収益率

第17期	第18期
(自 平成23年4月 1日	(自 平成24年4月 1日
至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
0.58%	0.58%

(4) 過去勤務債務の処理年数

発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数

発生時一括処理

# (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

		(+12.113)
	第17期	第18期
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
繰 延 税 金 資 産		
未 払 費 用	25,940	5,970
未払事務所税	3,120	2,750
減価償却超過額	18,230	18,760
未払事業税	26,240	41,120
株式報酬費用	217,050	196,020
退職給付引当金	251,610	201,060
賞与引当金	41,890	39,980
その他	1,780	1,780
評価性引当額	-	-
合計	585,860	507,440

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.65%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.44%	3.13%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.21%	-
その他	0.20%	0.11%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	46.10%	41.25%

### (セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

- 2. 関連情報
  - (1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域に関する情報

#### 売上高

第17期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

#### 第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

- (注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
- (3) 主要な顧客に関する情報

第17期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,298,081千円	投資運用

#### 第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,502,229千円	投資運用

- (注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
- (\*1) UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む50カ国以上にて金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

### (関連当事者情報)

#### 1. 関連当事者との取引

第17期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

### (1) 親会社

属性	余社等の名称	住所	資本金文は 出資金	文は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ュモーIX,Iイダー (ロンドン証券取 引所他上場)	λ{λ·チュ=ባ/yE	38億242790	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資 座運用業務及びそ れに関する事務委 託等、人件費	HM 1n	4,895,377 2,591,640	現金・預金	2,885,819
							運用受託報酬	3,828	未収入金	1,383
							その他営業収益	530,376	未収運用受託報酬	4,044
							事務委託費	150,892	その他未収収益	305,772
							給料·手当	42,399	未払費用	111,449
							営業雑費用-その他	40,527		

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### (2) 兄弟会社等

								·	业夯油出青(内)	의) 및 및 [마미
属性	会社等の名称	住所	資本金叉は 出資金	事業の内容 文は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期未残高 (千円)
親						資産運用業務	運用受託 <b>報酬</b>	10,573	未収運用受託報酬	4,480
	1-67-13	東京都千代田	con/#ITI	証券業	tչ L	人件費の立替	人件費 (受取)	42,839	未収入金	234,931
	証券会社	区大手町	800億円	111.57.余	W.C	人件費、社会保険	爭務委託費	281,133		
						料などの立替	不動座関係費	235,256	未払費用	231,335
	UBS Securities LLC	米国・ウィル シ ドン	22,205百万 米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	给料·手当	53	-	-
余	UBS Realty Investors LLC	米国・ポストン	9.3百万米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	给料·手当	5,713	-	1
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・n ーもし	1百万ス-{スフテン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global					兼業業務	その他営業収益	182,048	その他未収収益	40,403
Ħ	Asset Management (Australia) Ltd	オーストデカア・シト ニー	40百万 オーストデカドル	資度運用業	<b>ದ್ದ</b> ಿ	資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	事務委託費	392,957	未払費用	108,002
	UBS Global					非常業務	その他営業収益	16,809	その他未収収益	4,424
	Asset Menagement (Singapore) Holdings Pte Ltd	9551#1-E	4百万 分がボール・ル	資産運用業	<b>ಸ</b> ಿ ಓ	資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	事務委託費	58,851	未払費用	23,047
Ø	UBS Global					兼業業務	運用受託報酬	72,139	未収運用受託報酬	30,781
	Asset Management (UK)	英国・ロバン	125百万 英国ポンド	資度運用業	<b>ದ್ದ</b> ಿ	資産運用業務及	その他営業収益	78,795	その他未収収益	13,851
	Ltd		英国ホント			び、それに関する 事務委託等	事務委託費	256,409	未払費用	108,038
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロバン	151.4百万 英国ポンド	資度運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	20,263	-	-
7	UBS Global					兼業業務	運用受託報酬	8,834	未収運用受託報酬	6,845
•	Asset	米国・ウィルミン				資產運用業務及	その他営業収益	339,398	その他未収収益	103,751
	Menagement	(d)	1米国ドル	資産運用業	なし	び、それに関する 事務委託等	事務委託費	221,183	未払費用	43,004
	(Americas) Inc.					人件費の立替	给料·手当	75	1,4,1,1	
☆	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィル シ トシ	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	839,715	その他未収収益	164,926
	UBS O'Connor LLC	米国・デラウエア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	87,827
	UBS Fund Menagement (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルゲ	10百万 ユーロ	資產運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
ŧ	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス 共和国	2万米国ドル	資產運用業	<b>ಬ</b> し	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,545
	UES Global Asset					兼業業務	その他営業収益	3,292	その他未収収益	4,295
*	Management (HangKang) Limited	香港	25百万 香港ドル	資産運用業	<b>ದ್ದ</b> ಿ	資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	事務委託費	38,311	未払費用	9,708

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
  - 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

# 第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

#### (1) 親会社

	3/12/12									
属性	会社等の名称	住所	資本金文は出資 金	事業の内容 文は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親余社	ュービーエス・エイダー (ロンドン証券取 引所他上場)	がスチューが	38億242759	銀行、証券 業務	(被所有) 100%	金銭の預入れ、資 座運用業務及び それに関する事務 委託等、人件費	iii an	2,520,057 4,916,689	現金・預金	286,996
							運用受託報酬 その他営業収益 給料・手当	12,315 312,524 5,984		11,205 239,146 88,882
							営業雑費用-その他 事務委託費	67,498 241,352		-4

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

# (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金文は出資 金	事業の内容 文は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	ューセーエス証券	東京都千代田	744億円	証券業	t≱ L	資産運用業務 人件費の立替	運用受託 <b>机酬</b> 人件費(受取)	589 49,581	未収入金	457,765
	株式会社	区大手町	744,81-1	10.50 <del>5K</del>	••0	人件費、社会保険 料などの立替	事務委託費 不動座賃借料	325,214 323,504	未払費用	271,915
会	UBS Fund Management (Switzerland) AG	2√2-n"—bit	1百万スイスフラン	資座運用業	ಭರ	資産運用業務	運用受託報酬	4,787	未収運用受託報酬	80
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストデザインド	19.9百万 オーストラリアドル	資產運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 事務委託費	183,076 373,634	その他未収収益 未払費用	9,007 120,065
	UBS Global Asset					兼業業務	その他営業収益	19,380	その他未収収益	10,892
#1	Management (Singapore) Holdings Pite Ltd	500 F-1	4百万 シンガボールドル	資產運用業	ಭಟ	資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等	事務委託費	183,298	未払費用	96,829
	UBS Global		105# T			兼業業務 資库運用業務及	運用受託報酬	34,135	未収運用受託報酬	10,873
	Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資產運用業	<b>ದ್ದ</b> ಿ	真座連用系務点   び、それに関する   事務委託等	その他営業収益	149,327		71,920
	UBS Global					<b>学物类和专</b>	事務委託費	208,185	未払費用	155,798
e e	Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポンド	資產運用業	<b>ಸ</b> ಿ	人件費の立替	人件實 (受取)	827	未収入金	827
	UBS Global	WE A I S				兼業業務 資産運用業務及	運用受託 <b>報酬</b> その他営業収益	31,580 409,885	未収運用受託報酬 その他未収収益	9,823 144,350
7	Asset Management (Americas) Inc.	米国ウィルシ トン	1米国ドル	資産運用業	 ಓ	び、それに関する 事務委託等 人件費の立替	事務委託費 給料·手当	238,370	未払費用	103,390
,	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィル ミン トン	10万米国ドル	資產運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	888,685	その他未収収益	189,352
	UBS O'Comor LLC	米国・デラウエア	1百万米国ドル	資座運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	運用受託 <b>報酬</b> その他営業収益	141,199 379,019		78,888 93,403
余	UBS O'Connor Investors LLC	米国・デラウエア	25万米国ドル	資產運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	25,318	未収運用受託報酬	26,318
	UBS Fund Manegement (Luxembourg) SA.	ルクセンブルゲ	10百万 ユーロ	資產運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,874	-	-
#1	UBS / Gendale Investment Management Limited	モーリシャス 共和国	2万米国ドル	資產運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	8,443	その他未収収益	1,785
	UBS Global Asset		25百万			兼業業務 資産運用業務及	その他営業収益	39,181	その他未収収益	14,087
*	Management (HangKang) Limited	香港	香港ドル	資産運用業	なし	が、それに関する 事務委託等	爭務委託費	50,237	未払費用	29,346

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### (1株当たり情報)

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	253,054円61銭	196,540円68銭
1株当たり当期純利益	58,854円27銭	68,486円06銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

# (注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益(千円)	1,271,252	1,479,299
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,271,252	1,479,299
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

- 1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。 また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成25年4月 1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

# (1) 中間貸借対照表

	第19期中	間会計期間末
	(平成25年	年9月30日)
注記 番号	内訳	金 額 (千円)
		3,639,870
		21,528
		880,903
		338, 120
		832,890
		212,900
		54,293
		5,980,507
		473,200
	453,200	
	20,000	
		473,200
		6,453,707
	注番	(平成254 注記 内訳 番号 453,200

期別		第19期中	間会計期間末	
791 81		(平成25年9月30日)		
科目	注記 番号	内訳	金 額 (千円)	
(負債の部)				
流動負債				
預 り 金			33,442	
未 払 金			16,226	
未 払 費 用			1,240,564	
未 払 消 費 税			46,604	
未払法人税等			791,331	
黄 与 引 当 金			342,309	
その他			1,360	
流動負債計			2,471,839	
固定負债				
退職給付引当金			223,421	
固定負债計			223,421	
負债合計			2,695,260	
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			2,200,000	
   利益剰余金			1,558,447	
利益準備金		550,000		
その他利益剰余金		1,008,447		
繰越利益剰余金		1,008,447		
純資産合計			3,758,447	
負債・純資産合計			6,453,707	

# (2) 中間損益計算書

		第10期 由	間会計期間
期別			5年4月 1日 7
וימ נימ		I I	海9月30日
	注記		金額
科目	番号	内訳	(予用)
営業 収益			
委託者報酬			4,874,160
運用受託報酬			664,848
その他営業収益			1,231,514
営業収益計			6,770,523
営業 費用			
支払手数料			2,368,482
広告宣伝費			35,367
調査費			44,274
宮葉雑経費			85,588
通信費		4,885	
印刷费		942	
協会費		9,280	
その他		70,479	0.500.740
営業費用計			2,533,712
一般管理費			1,000,476
给料 。		20 565	1,230,476
役 負 報 酬 給 料・手 当		38,565 827,921	
		363,990	
文際費		300,330	36,587
			39,003
租税公課			22,287
不動產賃借料			118,729
退職給付費用			81,467
事務委託費			1,060,412
諸経費			34,364
一般管理費計			2,623,327
宮 業 利 益			1,613,482
営業外収益			
受 取 利 息			201
為替差益			6,371
雑 収 入			1,922
営 業 外 収 益 計			8,494
経 常 利 益			1,621,977
税引前中間純利益			1,621,977
法人税、住民税及び事業税			772,748
法人税等調整額			△ 158,660
中 間 純 利 益			1,007,888

# (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

		1112:112
		第19期中間会計期間
株 主 資 本		【自 平成25年 4月 1日】
		【至 平成25年9月30日 】
資 本 金	当期首残高	2,200,000
	当中間期変動額	_
	当中間期末残高	2,200,000
利益剰余金		
利益準備金	当 期 首 残 高	550,000
	当中間期変動額	_
	当中間期末残高	550,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当 期 首 残 高	1,495,278
	当中間期変動額 剰余金の配当	△ 1,494,720
	当中間純利益	1,007,888
	当中間期末残高	1,008,447
利益剰余金合計	当 期 首 残 高	2,045,278
	当中間期変動額	△ 486,831
	当中間期末残高	1,558,447
株主資本合計	当 期 首 残 高	4,245,278
	当中間期変動額	△ 486,831
	当中間期末残高	3,758,447
純 資 産 合 計	当 期 首 残 高	4,245,278
	当中間期変動額	△ 486,831
	当中間期末残高	3,758,447

# 注 記事項

# (重要な会計方針)

- 1. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

# (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当 中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

- 2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

### (中間株主資本等変動計算書関係)

第19期 中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日	自 平成25年 4月 1日
---	---------------

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600	ı	_	21,600

# 2. 配当に関する事項 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200		第18期定時 株主総会の翌日

# (金融商品関係)

第19期 中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日

# 1. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金		3,639,870	3,639,870	-
未収委託者報酬		880,903	880,903	-
未収運用受託報酬		338,120	338,120	-
その他未収収益		832,890	832,890	
	資 産 計	5,691,785	5,691,785	-
未払費用		1,240,564	1,240,564	-
未払法人税等		791,331	791,331	
	負債計	2,031,895	2,031,895	-

# (注)1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

### (セグメント情報)

第19期 中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

### 売上高

日本	米国	その他	合計
541,063千円	921,360千円	433,938千円	1,896,362千円

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 4,874,160千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,297,030千円	投資運用

(注)委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(\*1) UBSグループは、UBS AG(本店:スイスのバーゼルおよびチューリッヒ)を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

### (1株当たり情報)

第19期 中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日

1株当たり純資産額

174,002円18銭

1株当たり中間純利益金額

46,661円50銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載 しておりません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益

1,007,888千円

普通株式に係る中間純利益

1,007,888千円

普通株式に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数

21,600株

### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

#### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成25年9月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務も営んでいます。

# (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円 (平成25年9月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096百万円 (平成25年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
UBS証券株式会社	77,450百万円 (平成25年10月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

### (3) マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成26年2月末日現在)	事業の内容
ユービーエス	125百万英ポンド	内外の有価証券等に関する投資顧問
・グローバル・アセット・マネ	(日本円換算	業務およびその業務に付帯する一切
ジメント(UK)リミテッド	約21,267百万円)	の業務を営んでいます。

平成26年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=170.14円)により円換算し、四捨五入して表示しています。

# 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。 なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託しま す。

### (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

ただし、UBS証券株式会社は、運用に必要な最低限の資金のために、委託会社の関係会社により買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

#### (3) マザーファンドの投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図を行います。

# 3【資本関係】

- (1) 受託会社 該当事項はありません。
- (2) 販売会社 該当事項はありません。
- (3) マザーファンドの投資顧問会社 該当事項はありません。

### < 再信託受託会社の概要 >

名称:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 資本金の額:51,000百万円(平成25年9月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき 信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### 第3【その他】

- 1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- 2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
- 3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
- 4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
  - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機 構の保護の対象ではありません。
  - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
  - ・登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。
  - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)。
  - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいます。
- 5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該 内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- 8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・目論見書の使用開始日
  - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

# 独立監査人の監査報告書

平成25年8月23日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 英 公 一 印

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSブラジル・インデックス・ファンドの平成24年7月11日から平成25年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

# 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSプラジル・インデックス・ファンドの平成25年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人 又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項 を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

ファンドの監査報告書2へ

# 独立監査人の中間監査報告書

平成26年2月14日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 英 公 一 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯 原 尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSプラジル・インデックス・ファンドの平成25年7月11日から平成26年1月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

# 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSプラジル・インデックス・ファンドの平成26年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成25年7月11日から平成26年1月10日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人 又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.中間財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(当期)へ

# 独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

> 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上野佐和子印

> 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤志 保印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

# 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

# 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

ファンドの監査報告書2へ 委託会社の監査報告書(中間)へ

# 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月3日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

> 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上野佐和子印

> 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤志 保印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

以上

(注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を 電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書(当期)へ